

在宅医療廃棄物の処理に関する事例集

< 事例一覧 >

項目	事例
1. 関係者との協働に関する取組事例	(1) 保健部局と連携して医療関係者と協議 (2) 市町村、医師会、薬剤師間で協定を締結 (3) 都道府県主導で医療関係者と協議 (4) 都道府県が医療関係機関と協議を行い方向性を提示 (5) 市町村内の廃棄物担当部局と保健部局との連携 (6) 市町村と訪問看護ステーション等との連携
2. 安全な収集、運搬及び処分に関する取組事例	(7) 排出方法を規定し、医療機関を通じ周知 (8) 確実に回収されるよう袋に目印を付けることとしている (9) 収集作業員へ排出場所等を周知 (10) 不適切な排出方法に対する周知 (11) 厚手の手袋を使用、運び方を工夫 (12) 安全性について確認する手段を決めている
3. 排出量の把握に関する取組事例	(13) 医師会を通じた医療機関へのアンケートにより排出量を把握 (14) 医療機関、薬局に対するアンケートにより排出量を推計 (15) 医療機関、薬局に対するアンケートにより排出量を推計 (16) 一般廃棄物の組成分析の結果に基づき排出量を推計
4. 一般廃棄物処理計画に関する取組事例	
5. 周知方法に関する取組事例	(17) 広報誌やホームページによる周知 (18) 広報誌による周知 (19) 広報誌による周知 (20) 広報誌による周知 (21) ごみ出しガイドによる周知 (22) ホームページによる周知 (23) ホームページによる周知 (24) ホームページによる周知 (25) 医療機関、薬局経由で患者に周知 (26) 商品配送時に排出方法について周知
6. プライバシーの配慮	(27) 個人情報を知らないこととしている (28) 作業員の引継ぎの徹底を図っている (29) 中が見えないように排出している
7. 医療関係者による取組事例	(30) 日本医師会による在宅医療廃棄物処理のための取組

1. 関係者との協働に関する取組事例

事例1 (保健部局と連携して医療関係者と協議)

- ・医師会との協議をどのように進めたら良いのか等について、保健部局に相談したところ、保健部局は医師会との間で定期的な会合を行っていることが分かった。そこで、その場に廃棄物担当部局が出席し、廃棄物処理に関する議論を行った。
- ・医師会との協議に当たり、随時、保健部局と相談し、助言を得ながら進めた。保健部局を通じて、やり取りを行いながら、徐々に廃棄物担当部局と医師会との信頼を深めた。その結果、問題等も無く、円滑に協議を行うことができた。
- ・協議の結果、注射針（医療用注射針、ペン型）は医療機関等で、それ以外の在宅医療廃棄物は市町村で受け入れることで合意した。

事例2 (市町村、医師会、薬剤師間で協定を締結)

- ・医師会、薬剤師会と在宅医療廃棄物の処理について協議し、市町村と医師会、薬剤師会との間で協定を締結した。
- ・協議の結果、注射針（医療用注射針、ペン型）、注射筒は医療機関、薬局で、ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、脱脂綿・ガーゼ等は市町村で処理することで合意した。
- ・協議を始めたきっかけは環境省による平成 17 年通知に加え、区域内で在宅医療が進んだこと、ビニールバッグ等の排出量が多いものについての患者等への配慮の必要性、容器包装プラスチックのリサイクル品への混入防止等、様々な要因により在宅医療廃棄物の取扱いの明確化が求められたことによる。
- ・協定の締結までに 1 年以上の期間をかけて、3 者で計 5 回の会合を行った。
- ・協定の締結により明確化した在宅医療廃棄物の取扱方法については、住民（患者）や医療機関はもとより、介護サービス事業者や収集運搬を委託している業者に説明会を開催するとともに、パンフレットを作成して配布する等、周知徹底に努めている。

事例3 (都道府県主導で医療関係者と協議)

- ・平成 15 年度に、都道府県主導で、各保健所の地域単位ごとに都道府県（保健所）、市町村、事務組合、医師会、薬剤師会による協議会を設立し、在宅医療廃棄物の適正処理について協議を行った。
- ・都道府県が策定している廃棄物処理計画に在宅医療廃棄物を位置付けた。
- ・都道府県の廃棄物担当部局は保健所内に設置されており、保健部局との調整も行きやすい状況である。また、保健所（保健部局）と医師会とは普段から交流があり、都道府県の廃棄物担当部局が地域の医師会との協議の場を設置するという場合も、特に問題等は生じなかった。

事例4 （都道府県が医療関係機関と協議を行い方向性を提示）

- ・在宅医療関連製品のうち、ペン型自己注射針については、院外処方に基づいて薬局から供給されるようになったこと、市町村で一般廃棄物収集時に注射針による針刺しが生じたことから、都道府県と都道府県医師会、薬剤師会が協議して、薬局からの供給分は平成14年より薬局が回収、処理することとした。
- ・都道府県では、上記の関係団体等との協議を踏まえて、在宅医療廃棄物のうち注射針（医療用注射針、ペン型）については、医療機関、薬局が自らの供給分を回収し、CAPD バッグ等、注射針以外の在宅医療廃棄物は原則として市町村が回収する方向性を各市町村に示した。
- ・上記について、都道府県が策定している廃棄物処理計画に位置付けた。
- ・各市町村では、都道府県が示した方向性を踏まえ、市町村医師会との協議を行った上で、在宅医療廃棄物の回収に取り組んでいる。

事例5 （市町村内の廃棄物担当部局と保健部局との連携）

- ・市町村の廃棄物担当部局が安全性を判断できない在宅医療廃棄物については、保健部局に問い合わせたり、保健部局の職員と一緒にごみ集積所まで出向き当該廃棄物の安全性等を判断する等の連携を図っている。
- ・在宅医療廃棄物を可燃ごみとして排出するよう、医療機関から患者への周知を依頼するために、医師会と区域内の医療機関に依頼文書を送付した。
- ・医師会、医療機関に対する依頼文書は、より注意喚起を促すために、廃棄物担当部局からではなく、保健部局・保健所からも発出してもらう。

事例6 （市町村と訪問看護ステーション等との連携）

- ・市町村が学識経験者、医療関係者とともに、訪問看護における在宅医療廃棄物の取扱いに関するマニュアルを作成している。
- ・マニュアルでは、注射針（医療用注射針、ペン型）注射筒は医療機関、薬局、訪問看護ステーションで処理し、それ以外は市町村で回収するという形で市町村と医療関係者における在宅医療廃棄物の処理に関する役割分担等を明確化しているほか、訪問看護における在宅医療廃棄物の取扱いに関する詳細情報を示している。
- ・訪問看護ステーションでは、当該マニュアルを活用して、在宅医療廃棄物の適切な取扱方法や、廃棄の際の注意事項等について、看護師から患者・家族に対して周知を行っている。

2. 安全な収集、運搬及び処分に関する取組事例

事例7 (排出方法を規定し、医療機関を通じ周知)

- ・在宅医療廃棄物の取扱いについて以下のように定めている。
在宅医療で使用した注射針等については、集積所には出さず、処方した医療機関・薬局等に返却する。
点滴バッグ・CAPD バッグ等については、中の残存物を適正に処理し、空にして不燃ごみとして排出する。
脱脂綿類等については、外から見えないように新聞紙等に包んで、可燃ごみとして排出する。
ごみ袋は、袋の入口をひもで縛る等容易に開かないようにして排出すること。
- ・これらの点について、医療機関を通じて患者に周知している。

事例8 (確実に回収されるよう袋に目印を付けることとしている)

- ・CAPD バッグを排出する際には、袋に入れた上で、目印として黄色いビニールテープで口を閉じてもらうこととしている。CAPD バッグは一度に大量に排出されるため、安全対策及び、排出不適物として収集作業員が回収せずに集積所に置いてしまうことを防止するために、袋の口に目印を付けてもらい、テープが付いたものは確実に収集を行うこととしている。

事例9 (収集作業員へ排出場所等を周知)

- ・患者からの問い合わせ等により、新たに在宅医療廃棄物が排出される場所が特定できた場合は、収集作業員に排出場所と排出開始時期を伝えて、排出物が回収されないことが無いよう、周知を行っている。

事例10 (不適切な排出方法に対する周知)

- ・在宅医療廃棄物が市町村が定める分別区分と異なる区分で排出された場合(可燃ごみではなく容器包装プラスチックの区分で排出された場合等)や、市町村で回収していないものが排出された場合、排出された集積所を特定し、実際に排出された廃棄物の写真を掲載したチラシを当該集積所に掲示し、周知を行っている。



事例11 (厚手の手袋を使用、運び方を工夫)

- ・注射針等の鋭利なものが混入した場合等に備えて、通常の手袋(布製)とは別に、厚手のもの(皮製で硬いもの)を用いて、安全対策を講じている。(在宅医療廃棄物以外にも、刃物等の危険物を収集する際には、厚手の手袋に付け替えて、収集作業を行っている。)
- ・手袋の着用以外に、作業員には、袋を直接触らずに、なるべく結び目をつかむ、袋は抱えて持たないようにするということを周知している。



事例12 (安全性について確認する手段を決めている)

- ・収集作業員が安全性を判断できない場合は、清掃事務所の管理者に報告し、判断を仰ぐこととしている。管理者が安全性を判断できない場合、特に医療系廃棄物については、医師会に問い合わせを行い、医師が安全性を確認することとしている。

3. 排出量の把握に関する取組事例

事例13 (医師会を通じた医療機関へのアンケートにより排出量を把握)

- ・人口約 37 万人、世帯数約 15 万世帯（平成 20 年 2 月現在）で、一般廃棄物の排出量（家庭系のみ）は年間約 8 万 t（平成 16 年度実績）である。
- ・医師会を通じて、区域内の医療機関を対象にアンケート調査を実施した。
- ・調査項目は、注射針、注射筒、CAPD バッグ、チューブ・カテーテル類、脱脂綿・ガーゼ、紙おむつ等について、それぞれの対象患者数、1 ヶ月当たりの排出量、処理方法（医療機関での回収の有無）である。
- ・調査結果によると、区域内の 1 ヶ月間の排出量は注射針（医療用注射針、ペン型）が約 27,000 本、注射筒約 2,200 本、ビニールバッグ類約 300 個、チューブ・カテーテル類が約 400 本であった。

事例14 (医療機関、薬局に対するアンケートにより排出量を推計)

- ・人口約 147 万人、世帯数約 67 万世帯（平成 20 年 2 月現在）で、一般廃棄物の排出量（事業系を含む）は年間約 80 万 t（平成 17 年度実績）である。
- ・在宅医療廃棄物の発生量を推計するために、区域内の医療機関、薬局のうち、それぞれ全体の 5% を無作為抽出し、アンケート調査を実施した。
- ・調査項目は、在宅医療に用いられる「注射器、注射針」、「チューブ・バッグ・カテーテル類」、「脱脂綿・ガーゼ」、「薬品」について、年間販売量、回収の有無、回収量、回収後の処理方法、回収に当たっての問題点等である。（以下を参照）

【調査項目】

- 在宅医療関連製品の供給（販売）、在宅医療廃棄物の回収について
- 在宅医療関連製品供給（販売）の有無
- 年間供給（販売）量
- 医院・薬局で供給した在宅医療関連製品の回収の有無、手数料
- その他の在宅医療関連製品の回収の有無、手数料
- 年間回収量
- 年間の処理費用（委託費用）
- 回収方法
- 回収した在宅医療廃棄物の引き渡し先（処理委託先）
- （引き渡し後の在宅医療廃棄物の適正処理・資源化状況の確認方法）
- 患者へのPR方法
- 回収を実施している上での問題点
- 患者等からの処理方法の相談の有無
- 処理方法に対する相談があった場合の対処方法
- 注射器・注射針について
- 在宅医療用の注射器・注射針を患者に供給する場合の対応
- メーカーから在宅医療用の注射器・針を購入する場合、回収用の袋を併せて納入してもらっているか
- 在宅医療用の注射器・注射針に対する今後の対応方針
- 在宅医療廃棄物の廃棄方法のPRについて（患者向けの在宅医療廃棄物の廃棄方法マニュアルの有無）
- 注射器・針、チューブ・バッグ・カテーテル類、脱脂綿・ガーゼ等以外に回収している在宅医療廃棄物の種類
- 在宅用医療廃棄物の回収や処理等についての意見（自由記入）

- ・調査結果によると、注射針（医療用注射針、ペン型）の排出量は年間約 590 万本であった。また、約 97% の医療機関・薬局が、当該機関が供給した注射針の回収を行っているという結果であった。

事例15（医療機関、薬局に対するアンケートにより排出量を推計）

- ・人口約 51 万人、世帯数約 22 万世帯（平成 20 年 2 月現在）で、一般廃棄物の排出量（家庭系のみ）は年間約 13 万 t（平成 15 年度実績）である。
- ・区域内の医療機関、薬局を対象にアンケート調査を実施した。（調査対象数約 650、回答数約 350）
- ・主な調査項目は以下のとおり。

【主な調査項目】

在宅医療廃棄物の排出量に関する項目（医療機関のみ）

医療機関の種類、病床数

在宅療法別の患者数

患者1人当たり1週間当たりの在宅医療廃棄物の種類（注射針・注射筒、CAPDバッグ、その他ビニールバッグ類、チューブ類、カテーテル類、脱脂綿・ガーゼ、紙おむつ）別の排出量（1週間当たり）

在宅医療関連製品の販売状況（薬局のみ）

在宅医療廃棄物の種類（上記と同じ）別の回収量（1週間当たり）

回収した廃棄物の保管・処理方法

その他

上記以外に医療機関から排出される廃棄物の処理状況や問題点、意見等様々な項目を調査

- ・調査結果を元に、区域内における在宅医療廃棄物の排出量の推計を行った。拡大推計の方法は、療法別の患者数を、アンケート調査対象の医療機関の病床数を用いて規模別（無床、1～19床、20～99床、100床以上）に集計し、医療機関の総数（厚生労働省調べ）に対するアンケート回答率に応じて拡大推計した。次に、求められた患者数に、アンケート調査の回答から得られた患者1人当たりの廃棄物の排出量を乗じて算出した。
- ・調査の結果、区域内の在宅患者数は約 3,700 人、主な在宅医療廃棄物の年間排出量は CAPD バッグは約 2,000 個、その他のビニールバッグ類が約 5,900 個、チューブ・カテーテル類が約 10,300 本で、すべての在宅医療廃棄物の年間排出量を重量換算した推計値は約 2,280t であった。

事例16（一般廃棄物の組成分析の結果に基づき排出量を推計）

- ・人口約 65 万人、世帯数約 31 万世帯（平成 20 年 2 月現在）で、一般廃棄物の排出量（事業系を含む）は年間約 22 万 t（平成 17 年度実績）である。
- ・分別区分の見直しに伴い、一般廃棄物の組成分析を行った際に、在宅医療廃棄物についても調査を行った。調査方法は、一般廃棄物のうち一定量を抽出し、その中に含まれている在宅医療廃棄物を計量するというものである。
- ・主な一般廃棄物（可燃物と不燃物の合計）に含まれる在宅医療廃棄物量は約 0.1% であった。（当該市町村では、注射針以外の在宅医療廃棄物を受け入れている。）
- ・調査を行った一般廃棄物の量と年間の一般廃棄物の全量の比率から、一年間に排出される一般廃棄物に含まれる在宅医療廃棄物の量を推計した。

4. 一般廃棄物処理計画に関する取組事例

NO.	掲載内容
①	<p>本市では、在宅医療廃棄物の一部の受け入れを行っています。受け入れ状況については、以下に示すとおりです。今後も在宅医療廃棄物に関しては、適正に分別するよう啓発を行い、処理方法についても検討を行っていきます。また、受け入れをしていない注射針等の処理については、医療機関への持ち込みを指導しているため適正に分別するよう啓発を行っています。</p> <p><在宅医療廃棄物の受入状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れているもの：プラスチック製廃棄物（CAPD バック、その他のビニールバック類、チューブ・カテーテル）、可燃性廃棄物等（脱脂綿・ガーゼ、紙おむつ、服用しなかった薬） ・受け入れていないもの：注射針など、注射筒など
②	<p>在宅医療が進む現在の社会においては、家庭からのごみに医療系廃棄物が日常的に出されています。こうした医療系廃棄物の処理について、医療機関等との連携を図りつつ、廃棄物の排出状況に応じた適正な処理方法を検討する必要があります。</p> <p>本市の在宅医療系廃棄物の受入状況は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チューブ・カテーテル類、ガーゼ・脱脂綿、紙おむつ（排泄物はトイレへ）：可燃ごみとして回収 ・注射針・注射器：受入禁止（薬局・医療機関へ返す） <p>医療系廃棄物の処理について薬局、医療機関等の連携を図ります。</p>

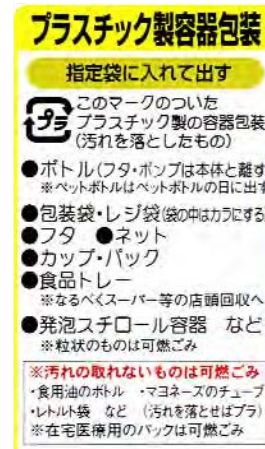
5. 周知方法に関する取組事例

事例17（広報誌やホームページによる周知）

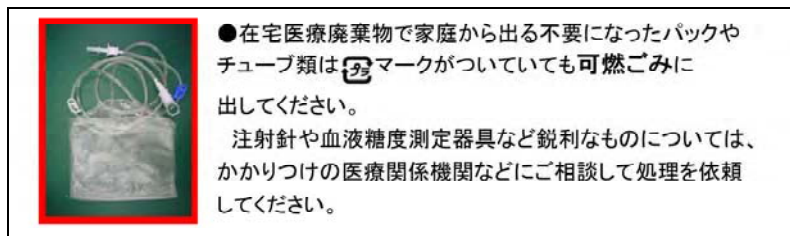
・在宅医療廃棄物は、容器包装プラスチックではなく可燃ごみとして排出するよう、住民に対して、ホームページや広報誌、全戸に配布するごみ収集カレンダー等で周知を行っている。



広報誌への掲載内容



ごみ収集カレンダー（関連部分のみ）



ホームページへの掲載内容

在宅医療廃棄物の分別排出をお願いします

在宅医療の進展により、家庭から出される医療廃棄物が増えていますが、同時に使用済みの注射針が「資源ごみ」の中に混入して指を刺すなど、事故も発生しています。
在宅医療廃棄物については無料収集しますので、次のとおり分別して排出してください。

◆分け方

①注射針 (ペン型・トドルを含む) 針刺し事故を防止するため、基本的には医療機関等に返してください。医療機関等に返却できない場合は、必ず、散乱しないように耐貫通性のある容器 (ペットボトル可) に入れ、ふたを閉めてから③と同じ袋に入れて「燃やすごみ」として出してください。

②薬剤等を入れていた容器
ガラス瓶は「びん類」として、また、薬や用具が入っていた容器や袋類にリサイクルマーク (※) があると

きは、マークに従って「資源ごみ」として分別して出してください。
薬剤の入っていたガラス瓶や「プラ製容器包装」の容器は必ず中身を出し切り、水洗いしてから出してください (例えば、輸液バッグは「プラ製容器包装」です)。が、つながらているチューブ類は、それに該当しませんので、ハサミなどで切り離す必要があります。

③それ以外のもの 「注射針」と「資源ごみ」に分けられた以外のもの (針を外した注射器、血糖測定用プラ製

◆出し方

チップ、チューブやカテーテル類など、およびガーゼや脱脂綿等の血液等が付着したものなどは、全てを安全処理しますので、素材を問わず「燃やすごみ」として出してください。

①と③のとおり分別した在宅医療廃棄物は「燃やすごみ」の日に無料で収集します。透明または半透明の袋に入れ、在宅医療廃棄物であることが分かるように必ず、「医」と分かりやすく表示するか、紙を貼って出してください。

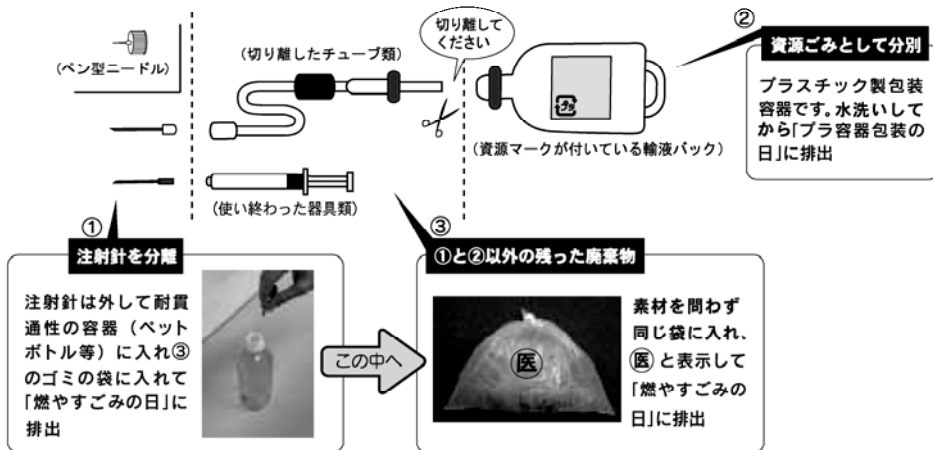
問合せ



※リサイクルマーク

容器や袋類に印字されている左のようなマークです。

在宅医療廃棄物の分別排出例



事例19 (広報誌による周知)

在宅医療廃棄物の取り扱い

●家庭から排出される在宅医療廃棄物の分別・排出方法は次のとおりとなります。

- 組合が取り扱う在宅医療廃棄物は、非感染性廃棄物及び非鋭利な廃棄物とします。
- 医療機関が取り扱う在宅医療廃棄物は、感染性廃棄物及び鋭利な廃棄物とします。
- 在宅医療から排出されるその他プラスチックは、全て燃やすごみとして取り扱います。

具体的な例



- 点滴バッグ、針なし注射器**
→「燃やすごみ」として分別、排出してください。
- ※  が表示されている在宅医療廃棄物は「燃やすごみ」として分別、排出してください。
- ※  清掃センター管内については、点滴バッグのチューブは50cm以下に切って排出してください。
- 注射針、針のついた注射器**
→医療機関、薬局へ返却してください。

事例20 (広報誌による周知)

**在宅医療をご利用になっている皆さん！
注射針は、ごみ収集作業員等にとって大変危険
ですので、市のごみ収集に出さないでください！**

在宅医療の普及に伴い、注射器、点滴バッグ等の廃棄物が一般家庭からも排出されるようになり、これらの「在宅医療廃棄物」を誤った方法でごみに出すと、針刺し等による感染症伝染などの危険な事故が生じる可能性があります。

先日「プラ製容器包装」の収集されたごみ袋の中に「注射針」が混入し、その注射針が再資源化業者内で手選別をしていた作業員に刺さるという事故が起っています。

「在宅医療廃棄物」をごみに出す時は、以下の点に注意してください。

- ①「燃やせるごみ」に出す医療廃棄物の種類
 - ◆ガーゼ、脱脂綿類、薬の外袋、使い捨て洗腸容器など
 - ②「金属類・危険なもの」に出す医療廃棄物の種類
 - ◆点滴バッグ、注射器、CAPDバッグ及び付属のチューブ、吸引カテーテルなど
- 【注意】
- ◆CAPDバッグ等は、中を空にして出してください。
 - ◆使用済み注射針回収局の表示のある薬局から医師の処方せにより購入し、使用済みになった注射針は、回収容器に入れて調剤した薬局に返却してください。これ以外のものは、あらかじめキャップをかぶせて、スチール製等ふたのある堅牢な容器に入れ、ガムテープなどで密封して「危険」と表示してください。

事例21 (ごみ出しガイドによる周知)

医療器具の出し方

- 家庭から出る医療廃棄物（バッグやチューブ類）は、「可燃ごみ」で出してください。
- 注射針や血液の糖度測定器具等については、かかりつけの医療関係機関等に相談して、処理を依頼してください。



事例22 (ホームページによる周知)

在宅医療廃棄物の処理(家庭編)

在宅医療に伴う家庭から排出される廃棄物(在宅医療廃棄物)については、国の指示により一般廃棄物として取り扱うことになっています。収集作業の安全性を確保するために次の事項に従って排出してください。

(1)家庭から排出される具体例

可燃ごみ:包帯、ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱等

不燃ごみ:点滴バック、注射筒、CAPDバック及び付属のチューブ類、あきびん、薬の梱包材等

(2)使用済み注射針等の回収について

薬剤師会では、在宅患者の使用済み注射針を加盟薬局で回収しています。薬局で渡された回収ボックスにいっぱいになるまで入れて、薬局窓口に出してください。回収薬局には、「使用済み注射針回収薬局」の看板を掲げています。

(3)注意事項

[1]脱脂綿類は、外から見えないように新聞紙等に包んで出してください。

[2]紙おむつは、汚物を取り除き、臭気が漏れないように袋の口を密閉して出してください。

[3]CAPDバック等は、中の残存物を適正に処理し、空にして出してください。

[4]空き缶やペットボトルは、排出する際の容器として利用しないようにしてください。

事例23 (ホームページによる周知)

在宅医療廃棄物の処理について

在宅医療廃棄物の種類と処理方法

在宅医療廃棄物の種類	処理方法
注射針等の鋭利な物	医療機関・薬局等へ持ち込み、処理を依頼してください。
非鋭利な物 (注射筒、ビニールバッグ類、チューブ・カルーテル類、脱脂綿・ガーゼなど)	「燃やせるごみ」の日に出してください。
※非鋭利な物についても、感染性の有するものについては医療機関・薬局等でご相談ください。	

事例24 (ホームページによる周知)

在宅医療で使われた注射針等の処理

1 医療機関等による処理



在宅医療をされている方で、ご使用になった注射針等、鋭利なものを排出する場合、主治医にご相談の上、処理してください。なお、未使用の注射針につきましても、医療機関もしくは購入した薬局にご相談の上、処理してください。

▶ 医師が、在宅治療において使用した注射針等鋭利なものは、医師が持ち帰り、医療機関から排出するようになります。

2 患者等による処理

患者等が排出する際は、「ごみ・資源の正しい分け方・出し方」に従って排出してください。

3 在宅医療廃棄物の具体例

★ 可燃ごみ…ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱等。

★ 不燃ごみ…点滴バック、注射器、CAPDバック及び付属のチューブ類、あきびん、薬の梱包材等。

4 家庭から排出する場合の留意点

★ CAPDバック等については、中の残存物を適正に処理して、排出してください。

★ 脱脂綿等は、外から見えないように紙等に包んで排出してください。

★ 紙おむつについては、汚物を取り除いて排出してください。

★ 針部分には、あらかじめ、キャップ等をかぶせて排出してください。

★ 空き缶やペットボトル等に入れて廃棄しないでください。

5 その他(患者宅から排出される注射針の取扱い)



医療機関の教育・指導のもとに、受診時に持参させることとしている場合や、購入した薬局で新しい製品と引き替えしている場合があります。また、往診時に生じた血液等の付着した鋭利なものは、当該医療機関に戻さなければならないとされています。

★在宅医療で使われた注射針等、医療廃棄物の処理には十分注意してください。★

事例25（医療機関、薬局経由で患者に周知）

- ・在宅医療廃棄物の適切な排出方法について、医療機関から患者へ周知をしてもらっている。
- ・患者への周知に当たり、医療機関から患者に対して、在宅医療廃棄物を排出する際の注意事項を記載したチラシを配布してもらっている。
- ・注射針の処理に関しては、薬剤師会にも協力を依頼し、薬局の店頭に掲示して、患者への周知を行っている。



配布用のチラシの例

事例26（商品配送時に排出方法について周知）

- ・区域内に腹膜透析を行う医療機関はなく、区域内の患者は区域外の医療機関に通院している。したがって、区域内の医療機関に周知を行っても効果がない。また、市町村が直接、患者に排出方法を周知するために、患者の住所等の情報提供をメーカーに依頼したが、プライバシー保護の問題から入手できなかった。そこで、メーカーから患者に対して、商品を直接配送の際に、排出方法に関するチラシを配布して、以下の内容について周知を行うこととした。

<周知内容>

- ・燃やせるごみの日に出すこと（収集曜日を必ず守ること）
- ・市指定可燃ごみ収集袋を使用し、他の可燃ごみと混入させ、単品だけの排出はしないこと。
- ・レジ袋等で、容器そのものが判らないようにすること。
- ・一度に大量に出さないこと。
- ・容器の中身はトイレに流すなどして、カラの状態ですること。
- ・決められた時間までに必ず出すこと。

6. プライバシーの配慮に関する取組事例

事例27（個人情報を見ないこととしている）

- ・在宅医療廃棄物の処理方法について住民から問い合わせがあった場合には、プライバシーに配慮して、個人情報を聞かずに、排出場所のみを聞くとともに、排出方法の説明を行うこととしている。
- ・不適正な方法で排出された場合は、患者の名称等、個人の特定は行わず、当該収集ステーションへの注意事項の掲示により対応している。

事例28（作業員の引継ぎの徹底を図っている）

- ・在宅医療廃棄物の発生場所については、プライバシー配慮の観点から、患者に直接問い合わせる機会を減らすように心掛けている。
- ・その一環として、収集作業員の担当エリアが変わる場合には、排出場所に関する収集作業員同士の引継ぎを徹底している。また、不適切な方法での排出が頻繁に行われるような集積場所等の情報についても、作業員の安全性等を確保するために、引継ぎを徹底している。

事例29（中が見えないように排出している）


- ・指定のごみ袋は透明のものとしており、排出した廃棄物が外側から見えるようになっているが、在宅医療廃棄物を排出する場合には、プライバシー保護の観点から、二重袋に入れたり、紙で包む等、中身が見えないようにして排出されたものであっても回収している。

7. 医療関係者による取組事例

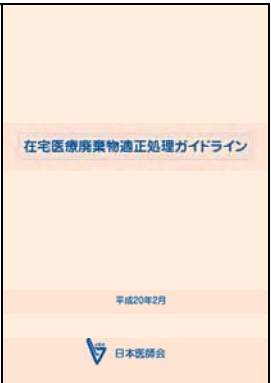
事例30（日本医師会による在宅医療廃棄物処理のための取組）

< 取組の概要 >

- ・日本医師会では、在宅医療廃棄物の処理について、「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン」を策定している。
- ・日本医師会では、郡市区医師会で市町村との話し合いを行うよう、日本医師会から郡市区医師会に対して周知を行っている。
- ・本資料は、在宅医療廃棄物の適正な処理方法の確立のため、郡市区医師会等の医療関係者や市町村が話し合うに当たって活用されるよう策定されたものである（以下のホームページで閲覧可能）



在宅医療廃棄物の取扱い
ガイド



在宅医療廃棄物適正処理
ガイドライン

感染性廃棄物等（日本医師会ホームページ）：<http://www.med.or.jp/doctor/haiki.html>

< 医師会連絡先 >

日本医師会

所在地	電話	ホームページ
東京都文京区本駒込 2-28-16	03-3946-2121（代表）	http://www.med.or.jp/

各地の医師会（リンク集）：<http://www.med.or.jp/kakuti/kakuti/link.html>